

中世津輕成立過程について

— 曾我氏を中心とする —

佐藤 和夫

(一)

題名に示した通り、本稿は全国的行政組織としての鎌倉幕府、及び建武中興政府、室町幕府と続く武家による政治の主導権の掌握された時期において、辺土に於ける中世の在り方、特に律令制的行政の残存する東北の最北端では如何あつたかということについて、この地方の代表的な曾我氏をとり挙げて、その変遷を見てゆこうとするものである。今日、津輕地方についての研究の現状は、地頭領主制から国人層↓戦国大名↓近世大名への経過の解明はきわめて大ざっぱで不充分である。故に今回はその基礎作業として文献的にごく初期の段階に入るところの成立期における鎌倉御家

人の津輕入部から所領形態、及び支配体系を曾我氏にもとめ解説をこころみることにした。史料的にきわめて制限されているので大略のことしか把握できないが、大方の御叱正をまち、更に完全なものとするために不備を承知であえて公表し、後考に備えるつもりである。青森県は、現在行政区画上から一つに扱われているが、歴史的、社会的な事情は必ずしも同一でなく、したがって県民性も大別して二分されていることはよく云われているところである。東側と西側では八甲田の山なみを境にして太平洋側の南進地方と日本海側によつた津輕地方とは社会経済、思想、文化、生活習慣

生活感情などの様子を異にし、しかも藩政時代の
前部藩、津堅藩の宿命的なとも云えそうに対立な
どとからみあつて二大生活圈を形成しているわけ
である。

これらは決して不思議なことではなく、正史の
流れをみてゆけば理解できることなのである。

平泉の衰微藤原氏が源頼朝によつて滅亡したの
が文治五(一一八九)年である。葛西清重を奥州
總奉行に任命し、御家人の宇佐美平次実政を津輕
奉行に任じた。ところがその後回もなく、同年十
二月、藤原氏の遺臣と云われる大河次郎兼任が叛
乱をおこし、宇佐美実政は彼のために殺されてし
まった。この異変により、建久元(一一九〇)年
二月、幕府は足利兼兼、千葉胤正等をして兼任追
討の軍を派遣して粉砕し、齋森市外一現浅虫附近
の有斗宇井梯ウツウヰノハシに追ひこみ、兼任はついに栗原とい
うところで土民に殺されてしまい、兼任の叛乱は
鎮定された。兼任の叛乱についての記事は吾妻鏡
の前後の日時に詳述されているが、この乱以後、
完全に鎌倉幕府の支配下におかれたわけである。

ここで少し頼朝の奥州征伐の意義について簡単に
触れておきたい。

頼朝の奥州征伐が元祖頼義、義家の奥州安領の
相伝の意趣を受けたものであることは、

吾妻鏡、宝治二(一一四八)年二月五日策

「云奉衝、非指朝敵、只以私指憲誅亡之故也」
ということからも知られる。

頼朝が伊豆に挙兵して以来、またたく間に大兵
力を召集し、一介の流人から源氏の棟梁として君
臨し、旗下に馳参じた武士達が彼に従うことに何
のためらいも感ぜず、又頼朝自身いささかも遠慮
するところがなかつたということ、今日の私達
の常識から判断すれば、一見奇異に属する。では
こういう現象をもたらしたのは何かということや
は源氏の嫡流としての血統の純粋性、そして義家
以来全国の武士から、特に東国武士から尊敬を
集めていた伝統であつたとしか考えることができな
い。「貴種」という概念で表現されるものがそれ
である。

加藤秀幸氏の言葉を借りれば、「彼ののみが持ち

得た「貴種」とされた源氏正嫡という属性が源氏の地盤東国において、坂東武者の信仰的崇拜の対象となり、この貴種を貴種たらしめる彼の言動、保身の法が、故実的世界成立の一大要素となり、中心となつたしほどの大切なものであり、鎌倉武士の世界観にまで関連するものである。⁽¹⁾

このように貴種の考え方からゆけば、義家によつて前九年の役に真任を討ち、出羽守に任じ、陸奥守を正任、その間に清原氏一族の争いを鎮定した後三年の役を経験し、朝廷から私印ときめのけられ、その維持支配に苦勞した奥州であつて、それは、藤原氏の勢力は薄成であると共に、私の宿意の的であつたわけである。

更に、この奥州征伐の意義は、藤原氏によつてなされていた在地大族長のもとに連んでいた地方的大統一の仕事を一全國的な統一國家の中の仕事として継承し、完成した点で、古代國家の意志を中世的に実現した⁽²⁾ものであり、征服後、奥羽の地下管領権が賴朝に正式に与えられ、奥羽の最北端に至るまで画一的な地頭制も施行されたことは

非常に重要なことで、この地頭制度を通じて、最北端津輕に迄制度的に「内國化」を経験する。

奥州に於ける守護の設置に關してはその形跡は、⁽³⁾ 文治五年(一一八九)九月の奥州征伐直後、西清重光陸奥國御家人統率を命じられている。

その後、建久元年正月の大河兼任の乱にその子細を西清重光から賴朝のもとに報告されており(吾妻鏡)、清重の御家人統率権承うかがわれる亦、一般守護の根本的贈権である檢断に關しては、吾妻鏡文治五(一一八九)年九月廿四日条の記事によると

「平泉朝内檢非違使所事、可管領之旨、西清三朗清重賜御下文於朝内諸人停止濫行可糾断罪科文由云々、凡清重今度勳功、殊役群人向匪奉此等重賦、刺伊沢警井仕産等朝已下拜領教箇所云々」

とあり、檢断権の及ぶところは僅か平泉一帯にすぎず、西清重光陸奥國一國の支配権を有したとは考えられないようである。⁽⁴⁾

建久二(一一九一)年三月、伊沢家景が陸奥留

守職に補せられ、國中民庶の訴訟取次ぎを命ぜられた。

「又故秀衡入道後家八人」于今存生、殊可加憐愍文由、被仰付高西兵衛尉清重、伊次左近將監等云々、兩人看、依為奥州惣奉行也」(吾妻鏡) 建久六、九、廿九、)

とある記事は、建久六年九月三日平泉寺塔修理の命水清重、家景の兩人に対して発せられていることは、水かゝる奥州惣奉行という立場に基づいていると考えられるが、両者の受任の内容がそれぞれ異なっていること、及びそのように異つた両者の職が如何にして、前記の建久六年九月廿九日条に見られるような同一職務を掌るようになったかか説明されるのでなければ清重、家景をそれぞれ陸奥御家人奉行、陸奥留守職の補任が、事實上奥州惣奉行補任を意味することはできない。

ろなみに留守職について附言するならば、留守職の政庁を留守所というが、これは平安中期より国司の下司をさすようになり、国守に代つて留守をするところから出たものである。建久元年二月、

源賴朝は陸奥國の本留守及び新留守が大河兼任の謀反に組みしたるを以つて、先づ新留守を斬り、本留守は年令七十才以上の老令であるため斬罪を止め、左近將監伊次家景を陸奥國留守職たらしめた。

この場合注意すべきは、留守職補任は武家方よりなされたものでなく、源賴朝亦勅許により奥羽二國を知行した国守として任命したものであるということである。国守は遙任であり在庁官人の管轄統制のために私的代行人目代等を派遣したものである。伊次氏はかかる二面的性格を有したとみるべきで、吾妻鏡建久元(一一九〇)年十月五日条にみえる下文の記事は家景の補任の内容を伝えるものである。以下や、長文であるが記してゐる。

下 陸奥國諸郡郷新地頭等所

可早從留守并在庁下知先例有陸奥事致其勤事
一 国司御贖舍人等給田畠事

石汗舍人等、居住郡郷専業被田畠在家等者也、
早仕元例可令引專、且隨作否之多少可充行也

一、国司御殿御事

石件佃本自有定置之郡縣、宮城、名取、柴田、黒河、志太、遠田、深田、長世、大谷、竹城、是也、早任先例可致沙汰、縱所雖損亡隨作否、可充行沙汰也

以前條々背此狀致不當之輩者、可改定地頭職也、且御目代不_可向文回隨留守家景并在_可方之下知可致沙汰、但留守家景_可向先例於_可在_可方也、國司着自公家被補任、在_可方着國司鏡也、於先例沙汰未_可之_可幸_可者、不_可憚_可人無_可偏_可題_可致沙汰、兼又國可_可與_可復_可文、只在_可到_可畏_可之_可沙汰_可所_可仰_可付_可家_可景_可也、而不_可隨_可國_可務_可所_可々、家_可景_可自_可身_可罷_可向_可見_可知_可矣_可否_可可_可加_可下_可知_可也、猶_可不_可承_可引_可文_可所_可可_可注_可申_可、但_可依_可人_可成_可俾_可有_可偏_可頗_可不_可申_可上_可盜_可行_可文_可違_可者、仰_可家_可景_可可_可知_可忝_可慙_可文_可狀_可申_可件、以下
建久元年十月五日

陸奥諸郡新地頭等は目代が下向せざる間は留守并在_可方の下知にしたがうべきであるとし、奥州平定後各地に配置された地頭達との関係を推察できらる。更に葛西代と共に而奉行として国内大小の

国事を管轄するわけであるが奥州各地の地頭との関係を知る具体的な史料が見当らぬ小ざり、なお両者の職権については今後の課題としておきたい。

註ノ、安田元久「古代末期における奥東武士団」

源義朝の動きを中心として——(日本封建制成立の諸前提所収)

加藤秀幸「武家改革の成立——改革的世界より見たる鎌倉幕府——」(早稲田大学大学院文学研究科紀要六)

2、高橋嘉雄「奥州藤原氏四代——一四七ページ——(人物叢書)」

3、吾妻鏡、文治五年九月廿二日条

「陸奥国御家人事、葛西三郎清重可奉行、文參仕之輩、風清重可啓子細之旨被仰下云又」

4 佐藤達一「鎌倉幕府守製制度の研究」

(二)

鎌倉幕府支配に致る以前の津輕は、かなり直前

まで中央政府に属さず反抗をくりかえしていたようであり、井上又氏の発表によれば十一世紀に至るまで反抗が行われており、土豪を指導者としていたのである。この跡が館といわれるものであり津軽地方にこの館のつく地名が多いのもかかる名残りと言えようか（もつとも後世の國人層の館とも考えられるので異論があると思うが。）

大和朝廷の被征服地に柵や城が設けられ、その北限が日本海側では秋田城であり、又秋田県北境迄古墳が発見されているにもか、わらず青森県側に未発見なのは、津軽蝦夷が在地の土豪に指導され北方文化の影響を強く受けていたためだとも云われる。又采里制の遺跡が未発見なのもこれを裏付けるものとされている。

昭和廿六年度東北史学会で発表された新野直吉氏の式内社の東北地方に於ける分布状態の研究なども、青森県と平安時代迄の中央との關係を裏付けることができるものと思われる。即ち新野氏の報告によれば、東山道で三八二の式内社中、歴史は一〇〇、出羽は九の社教をもつが、その東北地

方の式内社の衆神は、少數の中央日本よりの伝来神を除けば、支配的に在地の地主神であると目される。このことは古代東北の現地住民の信仰と中央日本人の信仰との間に本質的異質性はなかつたことを示すものである。というのであるが、この式内社は津軽地方にも存在したか、又存在したとすれば信仰形態はいかなるものであつたか、興味ある課題であり、津軽地方古代史開拓に重要な手がかりを得られること、思うが、史料に乏しい。

後述するごとく、醍醐の奥州平定後すぐに鎌倉御家人が津軽奉行に任せられ、次で曾我氏が北條氏代官として入部するわけであるが、きわめて地味の豊かな所領であるところなどから、又平泉藤原氏が奥州の豪族として君臨し、勲党であつた大河兼任が叛乱の末、津軽にて討たれていることなどから総合的に推定してみると、蝦夷という概念から中央と実質的に生産方法、生活環境等明確に一線を画するような未開社会ではなかつたのではないか。

前に述べたように、制度的に世頭制度の設置を

通して奥羽北端迄「内国化」を経験したという奥に意義があるのではないかと考える。勿論、地頭制度の設置に伴い新しい積極的な生産方法や収納体系が動農などによって大きく変つていつたと思われるが、それに応ずるだけの基礎条件は整いつ、あつたであらう。

註ノ 昭和廿四年度青森県高等学枚教育研究会日
本史部会研究発表「古代東北と津輕蝦夷」

(三)

頼朝が奥州平定のおと守佐美実政が津輕奉行に補せられたが(文治五—一八九一年)、翌年に大河兼任の乱のために殺され、更に兼任の叛乱鎮定後の建久元(一一九〇)年に曾我氏が北條氏の地頭代として兼任の跡に入り活躍をはじめめる。北條氏は鎌倉幕府の有力御家人として次第に勢力を伸張し、頼朝亡き後は執権として政権の掌握につとめた。承久の変は北條氏にとつて最大の危機であつたと同時に危機を無事乗りきつた後は、さわめて絶対的専政権の確立に至つた。その所領は得宗領

と称したが、全国に守護職、地頭職を有し、特に承久の変以後は没収した所領三千余ヶ所といわれるだけにぼう大なものであり、一族御家人を全国に配置し統一支配を行つた。たゞ津輕に於ける地頭入部は既にそれ以前のことであり、北條氏と曾我氏の個人的に比較的早い關係が知られる。

曾我氏は相模國曾我郷を本領とする御家人であるが津輕に入部した曾我氏の出自について詳しいことは不明である。「永慶軍記」によると「津輕大光寺が先祖は、駿河國有度の領主伊原左衛門尉水末某と小や」とみえ、「若し然らば香原姓にして、後に平姓を冒すか」(姓氏家系文辭典、曾我氏の項)とある。

記録の上に曾我氏があらわれてくるのは、建保七(一一三九)年四月廿七日の左の北條義時下文である。

義時
(花押)

下 平広忠

可令早致沙汰平藁郡内皆福村地頭代賦幸 石人

為假職可令知行之狀如件以下

建保七年四月廿七日

(新渡戸文書一)

平広忠以前に曾代時広なる人物が檢校岩積地頭代としていたそうであるが、系図の上だけにしかあらわれてこないののでいかなる人物かについては不明である。

次に曾代氏の所領について、曾代文書にあらわれてくる範囲内で列挙してみよう。

相模国曾代郷⁽³⁾

伊豆国安富郷国吉名⁽⁴⁾

近江国正築名⁽⁵⁾

駿河国かまたの郷司職⁽⁶⁾

坂前国綱別庄小法師孔名、金孔名、つうふんし⁽⁷⁾

信濃国水内郡こいの郷⁽⁸⁾

武蔵国高麗郡東平沢内田富屋敷并御作及多村内⁽⁹⁾

陸奥国名取郡土師塚郷、平岡郷、四郎丸内若四郎名おたかせの村地頭代職⁽¹⁰⁾

出羽国小鹿島⁽¹¹⁾

津軽平賀郡平賀郷、岩積村、沼橋村、大光寺、法師脇郷、加土計郷、柏木郷、牧士田、津堅、和郡は、まきの村の田さいけ⁽¹²⁾

この他に糠部郡に一郷、出羽国に小鹿島のほかはまだあると森嘉兵衛博士の御指摘である水出羽の所領に關しては今回史料採訪水充分できまらなかつたので、いづれ後日を期したい。

これらから、東國を本拠とし、陸奥国に次第にその所領を發展させていったのである。

註ノ 曾代系図ハ遠野兩郡文書、岩手縣中世文書

三三九一以下数字番号は岩手県中世文書の記号をあらわす。

2. 曾我文書という云い方は、正式の名称ではないが本末津輕曾我氏に所蔵されたものが分散して伝えられた結果、斎藤文書、新渡戸文書、宮崎文書、遠野南部文書などの所蔵家名として称されているが内容的には曾我家の文書である。研究の便宜上からも名称を統一するのが望ましい。

こゝではそういう意味でこれらを總称して「曾我文書」とした。

3. 曾我師助披露状、暦応五、七、廿四、斎藤遠野南部文書（一九三）

曾我師助讓状、暦応五、卯月、廿九、斎藤遠野南部文書（一九二）

4. 新渡戸文書岩大所藏、弘安七、七、廿三、平祐行請文写（三二一）

遠野南部文書正応三、七、四、前尾張守某奉書（三三八）

同、嘉元二、五、廿四、曾我泰光讓状（五六）

同、貞和三、五、曾我貞光申状案（二二七）

5. 新渡戸文書岩大藏、正応五、三、廿六、中務丞惟秀讓状（四〇）

斎藤遠野南部文書、正和二、九、十二、藤原某氏讓状（六七）

同、元亨二、五、十五、曾我資光讓状（七六）

同、正中三、五、廿七、曾我光祿光頼讓状（八六）

6. 斎藤文書、正応五、三、廿六、中務丞惟秀讓状（四一）

新渡戸文書、元応元、十二、廿、尼たうしやう讓状（七〇）

7. 斎藤文書、正応五、三、廿六、中務丞惟秀讓状（四一）

斎藤遠野南部文書、嘉元三、正、廿、尼たうしやう讓状（五七）

同、正和二、九、十一、尼たうしやう讓状（六六）

新渡戸文書、元応元、十二、廿、尼たうしやう讓状（七〇）

8. 斎藤文書、正和二、六、三、尼たうしやう

讓狀（六五）

齊藤遠野南郡文書、元亨二、五、十五、曾

我實光讓狀（七四）

9、齊藤遠野南郡文書、正慶二、三、廿八、沙

弥某奉書

10、齊藤遠野南郡文書、宝治元、七、十八、北

條時頼下文（二〇〇）、註6（四一、七〇）

同元亨元、四、四節丸内右四節名結解注進

狀（七二）

同嘉慶二、九、三、曾我光杯光頼讓狀（八九）

同、元弘四、二、曾我光高申狀案（一〇四）

同、正慶三、五、十五、曾我光杯光頼讓狀

案（一〇九）

11、齊藤遠野南郡文書、延文二、六、八、石橋

和義奉書（二九四）

12、津輕郡に關するものは番号のみにとゞめる。

（二、三、一〇、十七、十九、六九、八九、

一〇四、一〇九、一一三、一三三、一五二、

一五八、一六〇、二二九、）

13、（一、二、六、八、十一、十五、十六、廿

四、七三、八九、一〇四、一〇九、一三三、

一四六、一四九、一六〇、二二九、）

14、四一、五七、六六、七四、一一八、三二九、）

15、（一〇一、一七八）

16、（一五七、一六〇、二二九、）

17、（一八八、二〇七、）

18、二二八、

19、一四六、

20、二八五、

（四）

前記の建保七年四月廿七日附の北條義時下文は平広忠を平賀郡内岩楯村の「地頭代職」に補任した文書で補任の命令者は北條義時である。地頭代を補任した義時がこの地の地頭職であつたことがこれによつて理解できる。

即ち、執権という重職ではあつたが、全く北條家という一個の地頭の資格において自家の地頭代を任命しているわけである。次に平広忠という姓名であるが、北條氏の得業被官の中には平氏を称

するものかきわめて多い。

北條家の家人は普通御家人と區別されて考えられなければならぬ。北條氏の私領を後に得宗領と稱するが、得宗領支配の代官は皆北條氏の被官がこれに補せられたとみて差支えない。得宗を御内、御中御領、御内御恩地、得宗被官を御内人、御内文仁、得宗家軍を内管領、御内人の統裁撥園を御内侍所等と稱していた。得宗被官の中でも長崎氏、尾藤氏、平氏、園氏、金窪氏、安東氏、諏訪氏、萬年氏、南條氏、工藤氏、宿屋氏、小野沢氏など亦挙げられ、北條政権末期には長崎氏に全く突進を握られてしまつてゐるが、この中で曾我氏は平姓を稱した一族であらうか。前記永慶軍記に「後に平姓を肩すかし」という記載は、義時下文の平玄忠という云い方や、仁治三(一)二四二一年時頼下文に「平光広」という云い方(新渡戸文書)などがあるところをみると曾我は平姓という線が推定されよう。

次に、曾我氏の津輕に於ける所領について検討を附えてゆきたい。

相模国曾我郷

曾我氏の所領の中心は相模、伊豆、駿河等東國にあると考えられてきたが、たしかに相模に本庄をもつ曾我氏であつてみれば大切な所領であつたにちがいない。しかし、曾我氏の文書に見える本領曾我郷は暦応五(一)三四二)年には田白三段にすぎず、一族の曾我泰光に譲与されている。曾我泰光はこの頃すでに津輕に在りていたのであるから、本領といつても名ばかりにすぎなかつたのである。

河原田と号し、四郡次第なる着が耕作してゐるようであるから得分権のみの所有であつたらう。

伊豆国安富郡吉名

弘安七年七月廿三日平祐行請文号⁽³⁾によれば、曾我泰光祖母遠領で田所免田五反である。

嘉元二(一)一三〇)四年五月廿四日曾我泰光讓狀では国言名が宮内卿殿局⁽⁴⁾なる者に押領されて訴訟をおこしている。

近江国正樂名

中務丞惟秀の知行するところで、正応五(一一二九)年三月廿六日正樂名中村三町を娘有王御前に譲つた⁽⁹⁾。所職は地頭職である。中務丞惟秀は曾我資光の母方の祖父であるが、惟秀の娘有王御前に譲与するところとなつた。有王御前は多分資光に就いて祖母に当る人であろう。彼女の寵愛を受け、た資光が有王御前から更に譲与されるころとなつたが、資光が早世したため彼の親父曾我光頼に譲与されるようになった⁽⁶⁾。元亨二(一一三二)年のことである。

更に正中三(一一三二)年五月廿七日曾我光頼光頼讓狀では孫「いぬなりまろ」に譲与している⁽⁷⁾。「いぬなりまろ」は誰であるか不明であるが、正和二年六月三日尼たうしやう讓狀では「大太禰」とある。所職は地頭職である⁽⁸⁾。

駿河国かまたの辨司職半分

本来はかたをの中務丞惟秀の知行するところであつたが、元応元(一一三二)年十二月廿四日尼た

うしやうから、孫曾我余一資光に筑前国綱別庄金丸小法師丸兩名が故中務丞惟秀の讓狀を相副えて譲与されているが、但し駿河国及び名取は除くと断つている。名取とは土師塚郷その他であり、駿河国とはかまたの郷司職のことであろう⁽¹⁰⁾。その後、この所領が曾我氏の有に歸したという徴證は見られないが、後述するように土師塚郷は曾我氏の所領になつてゐることから推定すると曾我氏に伝領されたのではあるまいか。尼たうしやうは中務丞惟秀の娘である⁽¹¹⁾。

筑前国綱別庄小法師丸名、金丸名つうふんしき正応五(一一三二)年三月廿六日中務丞惟秀讓狀により中務丞惟秀女房の所領であることがわかる⁽¹²⁾。女房は正応五年中務丞惟秀讓狀によると、一期の後はむすめどもの意志にまかせるとあるが、このむすめどもは尼たうしやうであり、尼たうしやうの母なる人だろう。嘉元三(一一三三)年正月廿日に尼たうしやうから有王御前に譲与されてゐる⁽¹³⁾。更に正和二(一一三二)年九月同じ所領が尼

たうしやうから太郎こせんなるものに譲与されて
いる。娘有王御前から悔返して太郎御前に与え
たものか。元永元（一三一九）年十二月廿日尼たう
しやうから孫曾我余一資光に譲与されている。太
郎御前は女性であるから資光といかなる關係にあ
る人が不明である。

信濃国木内郡こいの郷

尼たうしやう譲状に次の文書がある。

ゆへりわたす

しなのく（信濃国）にミのちのこほりこいのかろのう

ち田いちやうへい（前伊入道）にうたうかあとならびにさ

いけい（地頭職）ちうのちとうしきの事

及びたうかうハけうしやうちうたいそうてんの

所りやうなりよつてまごそかのさへもん太郎ミ

つよりのしそくいぬ太郎に忍いたいゆのりたふ

ところなりこのしやうをそむきていさゝかもい

らんわつらいをいたさんともからハ巨うしやう

かそりやうをいちふんもちぎやうすへからすい

ぬたろうかみに申てたうかうおハいち忍んに

きうすへぎしやうくたんのことし

正（二）二ねん六月三日 あまたうしやう（花押）

（資藤文書）

田一町閉伊入道跡并在家一守の地頭職である。

「閉伊入道」とは弘安八年正月廿三日北條貞時領

知状（資藤遠野南部文書）に記載が見える「閉伊

氏」跡であろうか。不明である。元亨二（一三三二）

年五月十五日曾我資光から親父曾我光頼に譲られている。

武蔵国高麗郡東平沢内田屋敷并賀作汲多村内

この所領を示す文書は左の一通だけである。

曾我左衛門太郎入道光祿申、祖母尼運阿并亡母

慈照遺領、武蔵国高麗郡東平沢内田屋敷并賀作

汲多村内田地等家堵寺申状具書切此、早備進彼

御下文等、相伝之真偽可支申之仁有無、以起請

詞、可被注申之状、依仰執達如件

正慶二年三月廿八日 沙弥（花押）

高麗太郎次郎入道殿

（資藤遠野南部文書）

祖母尼運阿から娘に譲渡され母慈照に伝わり更

に曾我光採光頼に伝領されたものであろう。その他伝領關係は不明である。

陸奥国名取郡土師塚郷

この所領の所職は地頭職代であるが、実際的には地頭的往主であつたろうと思われる。

曾我氏の所領としては比較的初期のもので宝治元(一一二四七)年に、北條時頼から平光広に勤功之實として与えられている。それから七十五年後の元応元(一一三一九)年の文書には「辰たうしやうの所領としてあらわれてくる。」

陸奥国名取郡平岡郷

正応五(一一九二)年の中務丞惟秀讓狀に「平岡郷之内山内入道の給分三町おそむし」と見える。

陸奥国名取郡四部丸名内若四郎名

元亨二(一一三二)年四月の年貢結解注進狀によると端裏書に

「近衛殿 同五十五池田元亨元、四、世

下 公文所

可令勘定之

とあり、曾我余一左衛門入道(泰光)の結解注進になる。多分、先代光広が名取郡土師塚郷を時頼から与えられた時に同時に与えられたものかその前後であらう。元弘四年二月付の「曾我光高申狀案」に次の記事が見える。

「右岩楯、大平賀村々者、重代相伝所領、知行于今無相違、次沼楯村者、光高親父曾我左衛門太郎入道光採、自子息余一資光許被讓与、多年知行無相違、次四部丸郷内若四郎名者、令荒蕪田地、雖爲數ヶ年島地、光高曾祖父宝治合戦勳却所領噓一也(後略)

(有藤遠野南部文書)

曾祖父とは光広であり、光広が宝治元年頃与えられたものであることがわかつた。

所職は不明だが、領家は近衛殿(撰閑家)であり、地頭は北條家で、曾我氏は地頭代として京進したものである。

定田は老町八反ばかりである。十分一百世御免

で残田を町陸及七合六勺で進上錢十七貫二百八十九文となっている。

嘉曆二(一三二七)年に曾我光祿光頼から一子乙房丸に譲与されている。これは、曾我氏の所領の中で最後まで維持されたもので、元弘四(一三三四)年二月の前記「曾我光高申状案」(乙房丸は光高の壺名)にて所領安堵の因宣を申請しているが、津輕平賀郡内太平賀、岩槍、沼桶、の諸所領と共に連記されている。

註1、青藤遠野南部文書、歴応三、卯、廿九、曾我師助讓状

2、遠野南部文書、某書狀(書狀の内容から見て「某邊書」とすべきである。)

曾我与一左衛門尉奥州下向候、上下廿人、馬五疋無~~岡渡~~之煩、可被勘~~過~~候、恐々謹言

(正応五年)十月十三日 兵口口(花押)

岡渡守護人々御中

- 3、新渡戸文書岩大蔵
- 4、遠野南部文書五六

5、新渡戸文書岩大蔵、中務丞惟秀讓状

6、青藤遠野南部文書、元亨二、三、十五、曾我資光讓状

我資光讓状

7、青藤遠野南部文書八六

8、青藤文書六五

9、青藤文書、正応五、三、廿六、中務丞惟秀讓状四。

10、新渡戸文書、元応元、十二、廿八、尾花うしやう讓状七〇

しやう讓状七〇

11、註9参照

12、青藤文書四一

13、青藤遠野南部文書、尾花うしやう讓状五七

14、同文書、尾花うしやう讓状六六

15、新渡戸文書、尾花うしやう讓状七〇

16、青藤遠野南部文書七四、曾我資光讓状

17、〃〃〃〃二〇、北條時頼下文、

18、新渡戸文書七〇、尾花うしやう讓状

19、註10参照

- 20、遠野南部文書七二、四部丸内若四部名結解注進状

次に津輕に於ける所領とその形態について詳述してゆきたい。

津輕は奥州五十四郡の一郡で、多分奥州藤原氏の支配下におかれたものかと思うが、鎌倉以後「王領」と「武家領」に二分されたようである。次に示す記事は「津輕郡中名字」(津輕一統志附卷)青森県叢書六)によるものである。天文年間に作成されたのでそのまゝ信用できないが大凡の形態がうかがえよう。

「……三郡は王領、三郡は鎌倉の知行也、当字に津輕と書なり、鎌倉九代將軍守邦親王の時に柘筆三郡書出し下る也、奥法の郡二千余町、馬郡三百町、江流末之郡五百町十三の湊も云也、此三郡は京役也、田舎郡二千八百町、平賀之郡二千八百町、鼻和之郡三千八百町此三郡鎌倉役也……」

六郡に分けられ、鎌倉知行が三郡を占める。今日でも田舎、平賀、鼻和は津輕平野の主要部分で米作地帯の中でも特に肥沃な地として知られ、一方奥法、馬、江流末は前者に比べればいさゝか劣る。江戸時代に入ってから新田開発が盛んになされたのはもっぱらこの地帯であつた。曾我氏はこの地方にて平賀郡を中心にして一族が田舎、鼻和の郡に夫々一部分存在していたようである。津輕の御家人は曾我氏の他に安倍、工藤、安藤、大江、加藤等の諸氏がいたようであるが、これらについての考察は別に稿を草したい。また、私の一見した限りでは鼻和郡は工藤氏、奥法、馬、江流末の諸郡は安藤(又は安東)氏の支配分野に分けられるのではないかと思われる。工藤氏については次の文書が見られる。

津輕四郡田數並得分員數及給主支名事
帶文書者可令寫進之、無其儀者、不日下回急速
可被進也、仍執達如件、

元弘三年九月廿四日

沙 殊 有判

前加賀守 同

歸部 助 同

工藤治部右門二郎殿

(新渡戸文書、岩大威)

津輕四郡はどこをさすのかあきらかでないが、建武中興直後のことであり、工藤一族の中で朝廷方に属したのであつて津輕に所領を有したと思われる。

とにかく、曾我氏の所領は平賀郡にほとんど限られていたようであり、惣領制的支配形態も比較的初期には行い易かつた立地条件にあつたようである。

平賀郷

平賀郡の本郷は平賀郷であり、平賀本郷とも呼ばれている。平賀郡内の他の郷には、既に早く建保七(一一一九)年に北條義時によつて平広忠が岩楯村地頭職代に補任されているが、平賀郷は承久四年三月(一一二二)に北條義時により曾我五郎次郎が親父曾我五郎の時の例に任せ別納請所と

して所當を勤仕するよう命ぜられている。五郎次郎は後に岩楯に拠つた曾我惟重であるといわれている。

すでに承久以前に曾我氏が所領を知行していたことは明らかであり、「別納請所」となっていることは地頭が北條氏とすれば、領家は京都の公卿のだからであろう。後述する史料などから汝衛家領のような気がするが、感じだけに止める。當時鎌倉幕府はさかんに、従来は後家人の所領でなかつた所蔵に対して、新たにこれを御家人に補任せらるゝよう本所に申込んで莊園内部に御家人所領を拡張していったが、莊園公領に対して幕府が御家人に所職を与えるよう干渉(口入)し、この形が最も普通に行われたのが請所職であり、曾我氏もこの地にかような形で請所契約を結ぶようになったのであろう。特に承久の変以後は朝廷方に与同の公家武家領三千余ヶ所を没收して幕府勢力の確立以後次第に急速化していった。承久四年という年代と併せ考えて北條氏の勢力伸張をみることもできる。勿論、請所契約の主は北條家であり、

曾我氏はその代官であつた。当時の文書様式から見ると兼府から公的に出された文書ではない。武家下知状の通例から云へば下知者の審判は袖のところにはなく、下知を伝達する者の與下審判がなされていなければならず「依仰」という文言が記されていなければならぬ。袖判の位置は命令者を意味する。であるから曾我氏は北條氏代官として請書の賁務を行つていたものである。北條氏領が一地頭としてのものであり、攝々執事としての立場上、此等の下文が一塵写され案文として伝はると、將軍家の下文とまちがひ易い。資格に大きな相違があるわけである。同じく延元(一一三九)年の北條泰時下文(所当指令状という名録は不適當であり内容は下文とする方がよい)に、曾我惟重の請文の内容について貞元二(一一三三)年の実録目録に「白布百六十五反二丈三尺三寸三分、西紫一斗六升六合壹夕」の所當がある。「不論搦分不作伴諸方使入部」し、毎年「無懈怠」く究済するとあるが、仁治三(一一四二)年、惟重に對し、故入道殿御時之例の如く沙汰されている。

その年十月廿五日北條時頼下文に「平賀郷社屋測村長峰村地頭代職」を譲渡されている。

正和五(一一三六)年の年貢結解注進狀によると、惣田三十七町七反半廿歩、除田五町八反、定田三十一町九反半三十歩で十分一百姓御免、分白布百四十三端三丈二尺余、代錢七十一貫九百七文、その他紫(染料カ)二端とか四端とか見充る。白布に對して紫布という意味だろうか。次に所濟として百三十四貫五百七十文がある。内容は大隅局衣料拾壹貫五百文をはじめとして、蒲田小三郎衣料定役、美女初音衣料、跡三郎衣料、平二郎衣料、孫四郎、妙性房衣料、御力者直垂代、新造御宿所用途及別世文、伊勢局秋衣料などの記載が見られる。文保元(一一三一)年給主代豐範の注進になる。曾我氏代官が、惣領泰光の領有である。「除田五町捌反」は長峯村曾我小二郎分となつており庶子分であろうかと思われる。

嘉曆二(一一三七)年、曾我光孫光頼から子息乙房丸(光高)に名取郡の所領と共に譲渡され、元弘四(一一三四)年重代相伝の領として安堵の

国宣を言上、その年の田数目録には定田二十八町七反半四十五歩と成り三町二反ばかり減少している。一族に分与したためであろうか。

岩楯村

所載は地頭代である。建保七(一一二九)年平
元忠に宛てた北條義時下知状が文書の上での初見
である。曾我系図なるものには元忠(眞光)の以
前に曾我検校時方という人物の名が見える。検校
は荘官の異称であるから事実とすれば頼朝が奥州
を支配下に入れたと同時に領入部したことになる。
しかし、相模の所領の頃かも知れない。不明であ
る。貞応三(一一二四)年の北條泰時袖加判盛綱
幸書には「岩楯材地頭職」となつて宛名も元忠か
ら子息の惟重に移つてゐる。しかし地頭職は誤ま
りで地頭職代である。惟重亡き後、後家が一期相
統しその子の球二郎(光弘)に引き継がれた。
平賀郷同様に請所で、貞応二年の檢注目録によ
ると、定田九町九反六十歩、所当布四十九反二丈
三尺三寸三分并紫四升九合六勺で追加分廿一丈

六尺六寸七分、都合布七十反并御衣面壹切檢校地籍
となつてゐる。しかし、百十一年後の建武元(一
三三四)年の田数目録注進によると岩楯郷分の定
田は二十八町五反三百四十歩と貞応二年の檢注以
後三倍余りの増加を示している。これと思ひ合わ
せられることは、仁治二(一一二四)年岩楯尼(一
惟重後家)の申請により荒野開作を許可する旨を
政所を通じて出された義綱奉書(義綱下文は何か
の誤植であろう)である。入部後日が浅いし、前
述したように平賀郡を以ても江戸時代には開墾が
行われて平賀郡のみでも二万石前後の石高を示し
ていたのであるから、開墾する豊饒な土地は元天
であつた筈で、一族は既新地の管理経営と同時に
未開拓の荒野の積極的開墾を行い、所領の拡大に
つとめたものであろう。自ら開墾領主として代官
としての得分の他に、領主的直接支配のできる土
地を所有してゐたであろうことは讓狀等に見える
在家の存在することとあわせて想像に難くない。
平賀郷と岩楯郷とは大体同様の形の所領であり、
隣接してゐる。東奥の辺境にて北條氏の充分な管

轄が及ばず、曾我氏の量も自由な、又最大の収入源でもあった。領内に「熊野堂」と「寂光寺」とがあつたことが知られる。だが詳細は不明である。土着の在来のものでなければ関東から勧請したものである。もっともこの記事は建武二(一一三三)年のものであるから何時頃かといふことは不明である。ただ「寂光寺」は曾我貞光知行分社寺注文策では「武蔵前司入道殿時建立也、御下文元弘三年十月三日夜令焼灰了」とあつて北條素時頃と推定する。とすれば関東より招請したと考えてもよい。その他、平賀郷に「地藏堂」、法師臨郷に「毘沙門堂」があつた。岩楯尼申状²⁶、義綱奉書に「亡父(マは七夫)墓堂佛聖田なる詩句が鬼えるが、これらの寺々堂の配分に宛てたと思われる。その後、曾我光祿光頼からる房丸(曾我光高)に伝領され、元弘四(一一三四)年に光高より司方に対して安堵の面宣を請うてゐることは平賀郷と同様である。²⁴

沼楯村

加藤中務丞惟秀の所領であつたが田方から曾我氏の所領となつたものである。²⁵筑紫金丸名と共に尼たうしやうから譲渡された。所職は地頭代である。「なかのまち井のうち沼楯村」と呼んでゐるので、現在の平賀町の中心から東方にあたる「町居」を中心とした一帯であろう。建武中興の際にこの所領を国司方にとりあけられ、安保祿五郎入道なる者に与えられた。このため陸奥国衙に安堵の面宣を請い、貞和三(一一四七)年の年貢納狀に曾我氏分として見えてゐるので回復したものと思われる。²⁸

大光寺楯

大光寺楯郷で元弘の合戦が行われた記録がある。だけで、所領としての具体相は不明である。大光寺は現在の平賀町の旧紵であるから平賀本郷の俗称と考えられる。しかし、大光寺曾我と称する系図に信びよう性があるとすれば岩楯曾我一族とは異つた文書がなければならぬが不明である。たゞ嘉元四(一一三〇)年八月十五日長勝寺鐘銘の

檀那の記載に津輕の地頭代官達の名が連ねてある中に「沙弥道性」なる名が見えている。沙弥道性とは曾我助光であると比定されているが、大光寺曾我の当主である助光以後について時國↓時資↓貞光という推定も成り立つためには、なお多くの考証を必要とする。

法師脇郷

建武の合戦に勲功の賞として曾我余一貞光に野辺左衛門五郎跡であつたものを与えられたもので、比較的后期に属する。野辺左衛門五郎は「津輕降人支名注進状」に幕府方としてその名が見え、支名注進が行われた建武元年十二月直前の十一月廿三日に死亡している。その跡を同司方に没収されて、沼楢村と共に与えられている。

なお、大光寺楢の項で解れに道性は、この支名注進状の中に降人として「曾我太郎兵衛入道道性」と同人と思われるが、貞光を大光寺系とすれば大光寺曾我氏の中で公武に分れて争つたことになるが、この貞も不審を残す。別に一貞文書がある。

加土計郷

曆応四(一三四)年曾我師助預狀に次のようなのがある。

平賀郡加土計郷條曾我小次郎内河又三郎知行分依爲朝敵跡崗所地 奉京都御左右程預者也 仍執達如件

曆応四年七月七日 左衛門尉師助(花押)

曾我一(貞光)左衛門尉殿

北朝年号なる故に朝敵とは南朝方を指す。

貞光が一時的に預つたものか。

柏木郷

この郷に關する文書は次の一貞だけなので全文を記す。

納 津輕平賀郡内柏木郷御年貢 曾我一

左衛門尉貞光知行分爭

合 参費文者

右所納如件

貞和三年十月廿二日 常久(花押)

貞頼(花押)

(斎藤文書)

なお、これらの所領の他に牧士田がある。

大平郷郷内に一町あった。この牧士田の存在についてどういふ内容がくわしいことはわからないが、曾我氏の所領の性格から考えて朝廷の牧に対する給地であろうか。推定建武元年曾我光高目安状によると曾祖父曾我弥二郎入道光信の知行するところであつた。目安は訴陳状であるから変動期に於ける所領の没收、空境など移動などでの維持の苦心の程がうかがわれる。

註1、奥本算人「江戸時代初期に於ける津輕藩の

新田開発(上)」、弘前大学国史研究二一号

2、斎藤遠野南龍文書、貞応二、八、六、北條

義時下知状

3、新渡戸文書一、北條義時下文

4、斎藤文書、承文四、三、十五、北條義時下知状

5、大日本史料五之一、四九七頁

6、相田二郎著「日本の古文書」上、二九七頁

下一〇六頁参照

7、宮崎文書、延応元、三、廿八、北條泰時下文

文

8、斎藤遠野南部文書、仁治三、十、一、北條

時頼袖加判沙弥成阿奉書、岩手県中世文書

の編者は北條経時教書(一七)とされているが、奉書形式であり時頼の袖花押がある

ので経時は関係がない。

9、新渡戸文書、仁治三、十、廿五、時頼下文

10、斎藤遠野南部文書六九、文保元、十二、大

平賀郷至意結解注進状

11、斎藤遠野南部文書、嘉暦二、九、三、曾我

光祿元頼讓状

12、遠野南部文書、建武元、八、十三、曾我光

高知行回数注進状

13、新渡戸文書

14、遠野南部文書三三九

15、斎藤文書、貞応三、九、廿一

16、貞応三年以後の岩指村所職は全部地頭代で

ある。素時花押のあるところからみれば地頭にまちがいないが祐筆の書き方がいか。

北條家から地頭職を譲渡された様子もない。

もともと北條氏にしてみれば所領の直接的

支那権は曾我氏に委ねているのであるから、

余り意に介しなかつたかも知れない。

17、新渡戸文書、嘉禎三、三、十三、北條素時

下文

18、斎藤遠野南部文書、延應元、三、廿八、北

條素時下文

19、遠野南部文書、建武元、八、十三、田数目

録

20、註1、奥本算入氏前掲論文

21、斎藤遠野南條文書、建武二、八、七、曾我

貞光知行分社寺注文案

22、宮崎文書、仁治二、三、十八

23、新渡戸文書岩大藏、義綱奉書、岩手県中世

文書上では「義綱下文」としてあるが、袖

に義時の花押があり、左衛内尉義綱が奉じて

いるのであるから正しくは義時加判義綱

奉書とすべきである。相田二郎「日本の古

文書」上四六七、下二一四頁、武家奉書の

項参照

24、斎藤遠野南部文書、元弘四、二、曾我光高

申状案

25、斎藤文書、正応五、三、廿六、中務丞惟秀

讓状

26、斎藤遠野南部文書、正和二、九、十一、尼

たうしやう讓状

27、斎藤遠野南部文書、建武元、六、曾我光高

申状

28、斎藤文書、貞和三、十、廿二、大平賀郷年

貢納状

29、註24

30、青森県史第一卷三四頁、長勝寺鐘名（現存）

皇帝萬歳、重臣千秋、風調雨順、国泰民安

嘉元四年丙午八月十五日

大檀那相模州善護戒弟子

崇綱(曾我時)

当寺住持 伝法沙門 徳燕

施錢檀越 見阿弥陀佛

沙弥道晡 沙弥行也

平高道 安倍季盛

沙弥道性(源光号) 沙弥行心

丹治宗貞 平経友

源光氏 僧證嚴

沙弥道法 藤原宗直

藤原宗氏 沙弥覚住

勧進都寺 僧良秀

大工 大夫入道

31、加藤鉄三郎「津軽に於ける曾我氏」

32、斎藤遠野南部文書

(北畠源家)
(花押)

下 津軽平賀郡

可令早曾我余一木郎貞光領知、当郡法師臨郷

内男五郎跡跡并沼楯村等

右為勲功實所被宛行也者、早守先例、可致沙汰

之狀 所仰如件

建武二年三月廿五日

33、遠野南部文書、建武元、十二、十四

34、新渡戸文書岩大蔵

目次

曾我太郎光高申録江

一 津軽平賀郡岩楯村内野千森田一丁并在家一守事

右彼田在家者為光高曾祖父曾我塚二郎入道光信跡之迹光信女子相加金田次郎兵衛入道之向令各別畢、是彼女子跡于今他国居住無奉公之上者以田緒篇欲宛給之矣

一 同郡内太平禰郷牧士田一町事

右彼牧士田者至光信代及知行之町先御代依土肥三郎左衛門入道妙禪非勘被没倒之向奉行入非勘之段申立覆勘欲蒙御成取之刻御合戰興隆先代御滅亡之向不及是非沙汰所詮津軽中牧士田所及皆同不被没倒之町限彼所被没倒之條併

爲先奉行入非働之上者令因准所々一同之例可
返給彼故士田者哉糸々爲被經御沙汰急速蒙成
取粗目安言上如件

(六)

以上、曾我氏の所領について考察して見た。次にその変容について述べてみたい。

曾我氏の所職は大部分が地頭代であることは今までに述べてきたところから明らかになった。北條氏と被官關係を結んでいた。なお一方においては、陸奥国名取郡若四郎名が近衛家領であることは元亨二(一三二一)年の年貢結解注進状に明らかであり(四、註30)曾我余一左衛門入道(素光)が代行していた。又正和四(一三一五)年「警殿定進未納書上」に地頭貞意が定進を代行し、手殺料として貞意も紫根を少しづつ徴収していた。このように在地の地頭や地頭代が国司方と武家方の代官を兼帯していることがわかる。この武家の公武兼帯の代行という形は、森嘉兵衛博士の御指摘されている如く、公武間の対立という状態を生じ

た時に現地の武家の動向が中央に對して大きな影響をもってくるわけである。建武中興の目的とするところは、承久の変以後完全に幕府に政治の主導権を掌握されてしまった朝廷側のまき返してあった。北條執権政治が末期に於いて腐敗墮落の極に達していたとは云え、簡単に朝廷の野望が達成できる筈がなかった。在地武士の動きはこのようにならざるを得ず非常に注目されてよい。前述したような在地の所領形態から見ても、当時の津輕には武家支配領と朝廷の直轄領(留守所支配地)が当時の奥州の一般的形態と同様であったことがあきらかになった。なお所職は平賀郡内の所領に關しては初期は大部分が地頭職代であった。その後所職に關する記載は少ないが建武以降北條氏滅亡後は、当然安堵を受ければ地頭職たり得る。北條氏が執権として勢力が拡大するにつれて曾我氏も又伸張していったであろう。北條氏はかかる意味では奥羽地方に勢力を伸張させるためには非常に有利であったし、又朝廷直轄領は留守所支配地として鎌倉御家人が代理管理したが故に幕府と朝廷側が相

巨円満に行つてゐる向は定進も順調であるが、一旦關係が円滑に行かなくなると地頭により朝廷料が幕府の指令により抑留され財源が閉鎖されることになる。そのため朝廷は地頭のもの二重性を剝奪し、律令制的直接支配権を確立することを一つの目標にしたわけである。しかし、云い換えれば、かかる性格をもつ故に一度幕府の劣勢が顕著になると、地頭は幕府の指令を拒否し、朝廷側に立つことも比較的容易であり、事実、鎌倉幕府末期の政治様相は在地武士にとつて幕府は左の右とするところにあらず、彼等なりに保身の手段として朝廷方に味方をするようになるのである。特に奥羽にては南部氏の勢力きわめて盛んで、元々鎌倉幕府批判の説法を行つた日蓮と關係の深い南部氏は、二代実継が日蓮に帰依し、その感化で元弘の乱の討幕計画に日野資基等と連座し、京都で斬罪にせられており、勤皇の精神を受け継いでいた。そのため終始一貫して国司方としての立場を守りつづけた。³ 朝廷は元弘の乱に際して北畠顯家を国司に任命して陸奥国に派遣し、顕家は目代を各地に

派遣して地頭の留守所支配地を国衙に移し、同時に地頭の所領安堵は改めて国宣を下すことによつて従来の権限を否定した。南部師行はこのため糠部奉行所に目代として補任され、こゝに根城を築き近隣一帯を管轄した。曾我氏はいち早くこの社会的変革に対処し、津軽の地頭工藤氏、安藤氏等と共に国衙に編成され勤皇軍として戦場に参加した。この間の事柄は元弘三(一一三三)年、曾我左衛門太郎入道と曾我光高に對して鎌倉警固の不知状が発せられているが、⁴ 曾我光高代惠藤道爲軍忠状案には元弘三、四年に平賀郡大光寺楯郷合戦にて苦戦等と共に奮戦し、⁵ 元弘四年の曾我光高申状案には重代相伝の私領として大平賀、岩楯、沼楯、名取郡四郎丸郷内若四郎名等の軍忠による安堵の国宣を請うている。⁶ 彼は朝廷側に立つたわけである。北條氏と早くから被官關係をもつていた曾我氏が何故朝廷側に立つたかは、そのいささかについて知るべきものは何もない。

あえて推論するならば、当時蝦夷管領の職にあつた安東(藤)氏が嫡庶の主導権の争奪の内紛か

り、時の執権高時に訴訟をしたが内管領長崎氏の
専断横暴のため一向に解決の見通しがつかず、幕
府裁決に及びりをつけ津經にて再び争った。幕府
は鎮定のため軍を派遣するも容易に鎮定できな
かつたといわれている。安東(藤)氏の内給は以前
からも行われているように突発的なものではな
かつたようであるが、たとえは次の高時書状を挙
げてみる。

当寺祈禱争、寢妻已辭證之向、法驗之至、

殊感悦候、謹言

(奥書)「法二」

五月廿一日 高時(花押)

株名寺長志

(金沢文庫古文書五二九九)

文保二(一三二八)年は北條氏滅亡の十五年ほ
ど以前である。これらについての記載は「北條九
代記」「保曆尚記」等に述べられているが、曾我
氏も又この鎮圧のために参軍している記事がある。
このような幕府の腐敗と無能ぶりを眼前にし

てもはや幕府たのみとするところにあらずとして
官方に属したものが、あるいは南部氏の動向など
に左右されたものか。倒幕軍をおこすと打ちまち
奥羽は朝造の布石が早く幕府不利と見通したか。
とにかく余り北條氏に対する信義感は薄らいでい
たことは事実であろう。だが又、建武元年「津經
陸人交名注進状」の中に曾我氏の名が見えている
如く、幕府に属して戦った一族もあり、どちらに
ころんでも家名を維持できるような手段を講じて
いたように感われる莫もある。

曾我光高は郡内の大光寺、石川等に於て官軍の先
鋒として活躍をした。石川楯の侍寄城には北條氏
の残党として名越時如、安達高景等が最後の抵抗
をこころみるべく兵を集め、ここを拠所として戦
ったが曾我光高のため、建武元年五月打ち破られ、
更に伊賀盛光の軍勢によって彼等を降し、北條氏
残存勢力の一掃を終えたのである。光高の軍忠申
請の内容は大體この前後の合戦のものである。こ
のときの石川合戦の分取頭(預)に次のように曾
我一族の名が見えている。

建武元年十二月十四日

曾我五郎六郎（中略） 曾我與次之若虎（中略） 名人也

四月十三日打取甲御奉行子實請取在之

曾我彦三郎（中略）

（中略）

次光高家人打死寺實注文

（以下略）

又「津輕降人交名注進狀」も同様である。

（前略）

曾我郷房光圓 小阿致二郎入道預之

（中略）

曾我左衛門太郎重經 十二月一日死去了

子息彦三郎 浅利六郎四郎預之

曾我太郎兵衛入道々住

同兵衛太郎 兩人蓮正左衛門尉預之

（中略）

曾我孫二郎貞光 同子息與三 貞綱預之

右相降人等 交名注進如件

右のうち、彦三郎は石川合戦に分捕となりて名

が見え、入道遺住は第五章で触れた如く嘉元四（

一三。六）年の長勝寺鐘銘に名が見えるその人である。この時はすでに老令であったことだろう。

貞光は後に考証する貞光とは年令の異なるから子

息のあるこの貞光と別人であると思われる。これ

らは何れも大光寺曾我と称される系譜の一族であ

る。

曾我氏は、鎌倉末期の惣領の権限を確保するた

めにいろいろと苦心を払っているが、例へば曾我

泰光讓狀（嘉元二、五、廿四、永仁五、十、十四、

）、曾我泰光置文（嘉元二、五、廿四、）、尼た

うしやう讓狀（元応元、十二、廿、）、曾我資光

讓狀（元亨二、五、十五、）、曾我光祐光頼讓狀

（正中三、五、廿七、）等に見られるように鎧、

腹巻、太刀、鞍、物具等の武器と共に下人まで讓

渡の対象として一分も除外せず相統することゝ

申渡している。

余の子供の中に違乱煩いゝたす輩は下孝の者としてきびしくいましてゐる。思うに岩楯曾我氏は光高の安堵の国宣の申状家から知られるように所領の重要部分を受け継いでいるのであり、その相伝関係も前記の讓狀等からうかがうことができる。

さらに下つて、康永四(一三四五)年北朝年号V六月、曾我貞光置(9)又(10)に惣領大木郎をして「所々知行分所領等并代々御下文、てつき證文、將又重代太刀、刀、よろい、物具等、重代相伝下人等」に至るまで「政奉光、同光拵之任列」せし讓渡するとある。

であるから岩楯曾我氏は惣領家で大光寺曾我氏は庶子家ではなかつたろうか。元弘の乱に際しては既に惣領の権限では統制できず、惣領家、庶子家の対立が表面化し、夫々異つた立場に立つようになつたと思ふのである。

しかし、建武中興が失敗し、足利尊氏によつて再び武家の手に政治の主導権がかえるようになり、曾我氏の向背も変化を見る。即ち、曾我貞光は一

時宮方に属したようで、そのことを立証するものとして、北畠顯家下文がある。(11)法師脇郷は勳功の賞として建武二年に与えられたものである。

ところで、こゝに疑問がおこつてくるのは曾我貞光という人物であるが、曾我光高とは異名同入らしいということである。即ち、光高は童名を房丸と拵した文書が少くとも元弘四年頃まで見られる。一方貞光の名は建武二年の国宣の申状に見えてくる。その後光高の名は見えず貞光の名だけが史料の上にあらわれてくる。光高の子が貞光であるわけがない。両者は全く同時に活躍をしていゝるからである。次に建武四年七月曾我貞光申状案に及ぶる羽鳥次郎兵衛重泰なる若党が元弘四年正月十日の「曾我光高代惠謙道爲軍忠狀案」の中に「羽鳥次郎兵衛重泰」として及んでいる。更に建武四年七月曾我貞光申状案に見ゆる若党小林六郎時重の書状を見ると、

曾我(12)乙丸代羽鳥次郎兵衛尉手討事承候了、可其旨注録申候、恐惶謹言

（建武三年）
十二月廿五日 時重（花押）

安藤五郎太郎殿

御返事

（遠野南部文書）

とある。羽鳥次郎兵衛尉重泰と小林六郎時重の主
人が光高と貞光ということがわかる。

もう一例をみると、同じく「曾我光高代惠藤道
爲軍忠状案」に「印東小四郎光継」という若党の
名が見えるが建武四年の「曾我貞光申状案」に「
若党印東小四郎光盛」という人物がでてくるが同
一人と思われる。また代官の「惠藤道爲」は曾我貞
光代申状に「惠藤三光爲」とある人物と同一人と
思われる。以上代官若党から推定して又たが曾我
光高の所領けそっくり貞光が知行することになる
が親子關係とすることは時代的にも合わないし、
あるいは別人として光高から貞光に譲渡したとす
ればなんらかのそれらしい形跡がなければならな
い。大日本史料ではこれらの矛盾を指摘して左の
如く記している。（六編之二）

「……光高、去年尚ホ童名（る童名）乙丸房ヲ採セシ程ニ
テ未ダ其子アルベキニアラサレバ、本書ノ太郎
光貞（貞光）ハ光高ノ後名ナルニタリ（中略）姑ク疑フ
書シテ考ニ備フ」

以上、両者が同一人であることを証明したのだが
以後は貞光として扱いたい。

貞光は官軍として戦功があつたが、これらに對
する安堵の国宣などがあることはすでにみてきた
通りである。しかし、足利尊氏が朝廷に反旗を卷
けし建武二（一三三三）年十月を境として曾我氏
も武家方として行動をはじめた。

曾我太郎貞光謹目安言上

面年建武合戦致忠節向事

一去年建武正月六日大將軍國中御発向之時應干

將軍家御教書最前令參御方候同廿日押寄船水
楯被致合戦之時若党羽鳥次郎兵衛尉重泰右肩
被射通候了中向二部五部左膝被射被候了

一同年五月廿七日御奉行御楯押寄諸方敵合戦致
之時貞光之手勢同一族等計押寄倉光之楯致終

日合戦之時親類曾我弥三郎光俊右頸骨作被射
通御敵一人打取候了侍名等不知 若党平賀又

次郎貞泰腰被射候、分捕仕候了、討死二人、

若党小林六郎時重、紀佐市弥八盛忠云々、

向彦五郎右目下被射通候了、其上仕生虜三人

候了

一同年六月廿一日田舎槍合戦之時若党天木弥二

郎光泰仕分捕候了、同天亦太郎光俊有肩被射

通候了

一同年七月、新里堀越而所被槍築之時、敵倉光

弥三郎出張致合戦之時依抽軍忠若党印東小四

郎光盛仕分捕候了、次小河又三郎貞長左耳下

被射通候了、仕生虜二人候了、

一今年正月廿四日又田舎槍合戦之時若党紀佐市

弥二郎盛國右足平被射通候了

一貞光菜各利槍、御方諸方於通道無煩者也、是

マ非一思哉

右兩年中寒尺合戦之固、親類若党等或討死或

分捕生虜及殺々度抽軍忠之候、不可晴侍、向後

可致忠節候、所詮賜大將軍御判、施可天面目、

爲備後證、粗目安言上如件

建武四年七月 日 承候了 在判

(建野南部文書)

更にマ右の史料に又た一族郎党の犠牲によつて
数々の戦功のあつたことは、建武五年五月十一日
附の浅利清達注進状や石塔義房下知状案、曾我貞
光申状等記にあきらかである。

建武中興に功勞のあつた將士達に対する恩賞配
分が公平でなかつたことによる不満が尊氏を中心
とする武士の反抗となつたといふのは論をまたな
いが、曾我氏の場合これを裏付けることができな
ば同氏のとつた態度も、又うなづくことができな
う。次の曾我光高申状はかゝる意味で興味の高い
ものである。

曾我太郎光高謹言上

敘早仰御善氏重蒙御下知先度下賜回宣安堵地
内所領以津輕平賀郡内沼槍村被寄附安保茲五
郡入道向事

副進

一通 国宣安堵案

右於沼増村者 爲重代相伝所領之向依無当知行相違下賜安堵国宣上者被付別人之様不便次第也凡光高者云由緒相伝当知行云大光寺石河等軍忠方々難被寄置理詠藉以無御信用於弓箭家失面目者也、然早重下賜安堵国宣跡爲令同戦恐惶言上如件

建武元年六月 日

(青藤遠野南部文書)

右の記事によれば曾我光高相伝の所領を安堵致五郎入道なる者に与えられたものらしく、そのことに対する言上であつて、建武二年正月廿七日の陸奥国司北畠顕家の証判のなごれに曾我光高申狀があるが(青藤遠野南部文書)、これに対する考証が大日本史料に石の如く収めてあるので引用してあよう。

〔建武〕
去年五月十五日、曾我光頼、子太郎光高二所

領ヲ譲リシガ、岩橋村亦其中ニアリ、後、陸奥国尙、当村ヲ安保氏ニ授ケシカバ、光高更ニ安堵ノ国宣ヲ請ヒテ之ヲ復セリ(後略)

とあつて重代相伝の所領を安保氏に与えられており、曾我氏はこれを復しているけれど、このような恩賞配分の在り方に武家としての曾我氏の離反した原因がもとめられないだろうか。

以後、曾我氏は南部氏を中心とする朝廷軍と戦闘を続け、次第に南部氏に圧迫され正平十六(一三六一)年頃滅亡した^(註)。しかし、滅亡に至るまでの経過を示す史料は見られない。僅かに南部家文書などによつて知られるのみである。

註1、新濠戸文書、岩手大孝蔵、賛殿定進未納書上、嘉元三年から正和四年までの十一年向分の未納である。

2、岩手県中世文書総説九頁、なおこの未納書上によると「紫」が定進されているが、これは染料であつて岩手県で多量に産する。

むらさき科の多年生草本「むらさき」の根を染料とし紫色の染である。「延喜式」「和名抄」に「紫草」とある。和名抄では「元良佐岐」と註す（以上「岩手文化賦」による）。

- 3、「八戸の歴史」中里進氏執筆（中世編）
- 4、首藤遠野南部文書元弘三、六、三、曾我左衛門財政綱下知狀。五月廿一日に北條一族が滅亡しているので、朝世方から出されたものである。

- 5、遠野南部文書、元弘四、正、十
- 6、首藤遠野南部文書元弘四、二
- 7、首藤遠野南部文書

譲渡

しなの、固こいの郷内田一丁 ならびニ在家
一字等并津軽（岩手）口（岩手）村岡（岩手）口

右杖ところハ、かたをの中務後家方うたいさうでんの所領たるを、さきわけてまこそかの餘一すけみのゆのりあにへられて、知行さをいなしといへとも、他界の向光林にゆつりゑてマ

多年知行さをいなし、雖然にしのはま合せんにいつるあいた、子息曾我をとほう丸ニてつきせうもくをあいそへて譲るところ実正也、かのところハ與一實光が外せき重代所領也、何なるしんるい出来いらんをなすといふとも、次第證文等めいはくのうへハわつらいなくなかく知行すべく候、仍讓狀如件

正中三年五月廿七日 沙詠光林（花押）

こゝに見える西之決合戦とは安藤（東）氏内乱のことである。

- 8、遠野南部文書、建武元、六、曾我光高重忠
- 注文

9、首藤遠野南部文書、曾我貞光置文

10、首藤遠野南部文書

11、首藤遠野南部文書、曆応二、七、廿三

12、遠野南部文書、曆応二、五、廿

13、南部家文書附録、南部八戸家系。滅亡のは

りきりした年はわからない。「八戸の歴史」

上参照

以上展望したのは曾我氏を通じてみた、中世津輕の様相であるが、その他の有力御家人安東氏の問題などもあり、極めて一般論になるが、曾我氏はそのまゝ、土豪族として在地の勢力を統一して守護大名の如き、又戦国大名のような存在に上昇し得なかつた。何故かという点に地頭としての曾我氏の在り方が問題となるが、公武兼帯あるいは既述のように地頭、地頭職代という両職の兼帯から脱却して独自の立場を確立する機会を逸したといふことが云えよう。

公武の対立がやがて何れか一方の側に龍巻の表明に迫られ、ある時は公に、武に、しかも一族を結集して強大な惣領制を保ち、近隣の名主階級の被官化に至る條件を具備できなかつた。この奥南部氏に一步先んじられたといふことができよう。足利幕府の統制下にはいる立場としては有利な筈の曾我氏が反對の立場をとる南部氏との抗争に破滅した事實は、單に中央の政治力の反映として地方の動向をかたづけてしまふ考え方におちいり易

い傾向に及者をよそでなくれる。むしろ、情勢は南北朝の対立という條件とから汲あいながら近境の地に在つて、實力だけで自からの運命を兩拓せねばならなかつた在地武士団の動きとして考えらるべきであろう。同時に朝廷方としての南部氏の勢力拡大を許した室町幕府の弱体性と複雑性を知るこ

とができるのである。

つまり、在地の地頭及び代官として公武を兼ね、且重は勿論のこと「警殿定進」、牧士田の給ふなどが見られたが、その他朝政の支配の及ぶ奥は、北畠顕家が結城親朝に対し、九戸郡の賣馬、賣金の賣進を命じ、又留耳所支配地の所務代官として平賀郡に彌牛入道なる人物の存在が知られること、マ多くこの地方の地名が郡、郷、保、村で並列的な姓名が見られないことなどは、朝政支配力の強かつたことを示し、南部氏が建武元年に北畠顕家より目代に任じられ、八戸に根城を築き「奥州蕩平の根の城」とした。こゝを中心に着々と家臣団の編成にのつとめ、南北朝対立時代に南朝方としてさかえた。これらの朝政方の伝統的な勢力の伸張

に対し、曾我氏をはじめとする旧北條氏被官たる御家人は何ら組織をもたず、津軽の一豪族として歴史の上から抹殺されてしまった。

曾我氏の實力は「津軽降人変名注進狀」に見える武家方の顔ぶれなどから見て、決して弱い組織では無い。建武の合戦ではこれら幕府方の軍は敗北してしまつたが、南北朝の対立時における合戦では勢力を回復し、一時は一族を挙げて南部氏の根城を攻めている。(南部家之書、源氏南部八戸家系、政長の項)

しかし、度々の合戦で曾我氏の勢力は寸断され、一方南部氏は一族をその關所地に補し、反比例的に次第に津軽に於ける勢力分野の交替となつていつた。北畠氏が浪岡に領主として土着したことは、すでに津軽が南部氏の支配下に完全におかれたこととあらわれであつた。

註 1、白川結城文書、元弘三、十二、十八、国宣案

2、有隣文書、建武元、三、曾我光高申狀

3、遠野南部文書、正平十五、六、五、北畠顯信教書

一九六二、九、三〇 初稿
一九六三、十二、三〇 編了

附記 小稿は昭和廿六年度青森県高等学校教育研究会大会日本史部会の席上発表したものを曾子として大府に増補訂正したものである。末筆は直接岡接に御教示いただいた岩手大学森嘉兵衛、板橋源面先生、史料の吟味に御指導いただいた早稲田大学大学院萩野三七彦先生、又本稿発表の機会を与えられた弘前大学宮崎道生、虎尾俊哉両先生にそれぞれ厚く御礼申上げたい。